○厚生労働省告示第三十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十八条の五第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定医療機器（平成二十六年厚生労働省告示第四百四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号に次のように加える。

(5)　植込み型リードレス心臓ペースメーカ